

一関地区広域行政組合次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

平成28年4月1日

一関地区広域行政組合告示第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(特定事業主行動計画)

第2条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条に規定する地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、管理者とし、管理者が任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。